

第6回一宮市障害者基本計画等策定委員会 会議録

令和3年2月22日(月) 午後1時30分～2時
一宮市役所本庁舎11階 1101・1102 会議室

出席：19名
欠席：0名

1 開会

(1) あいさつ

(福祉課長)

皆様こんにちは。一宮市福祉部福祉課長の三輪でございます。ただいまから、第6回一宮市障害者基本計画等策定委員会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。本日はお席が多少密になっておりますが、よろしく願いいたします。

本日の会議では、障害者基本計画等の最終案の確認をお願いさせていただきます。市民意見提出制度による意見募集の実施結果のほか、素案から修正した点をご報告させていただきます。本日も貴重なお時間をいただいて大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、一宮警察署、寺島様の異動により、山田様のご出席となっております。また、本日の委員会の出席者が委員定数の過半数以上でありますので、お手元の一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱第5条第2項に基づき、成立していることを報告させていただきます。なお、前回の会議と同様、本日の会議には、こども部子育て支援課、保育課、いずみ学園が出席しております。

次に、会議に先立ちまして、会議の公開についてご説明いたします。本委員会の公開については、原則公開とし、お手元に配布してあります「一宮市障害者基本計画等策定委員会の傍聴に関する規程」により取り扱いますので、よろしくお願い致します。本日の傍聴者は1名となっております。

では、早速ではございますが、会長からご挨拶をいただき、以降の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

皆さんこんにちは。日本福祉大学の青木です。失礼かと存じますが、着座にて失礼します。愛知県を対象とする緊急事態宣言がまだ解除されないなか、徐々にワクチン接種に向けた動きがニュースで報じられるようになってまいりました。新型コロナウイルスの収束の見通しは分かりませんが、早く社会全体が明るい方向に向かっていってほしいと願っております。

さて、いよいよ本日の策定委員会が、計画の最終案の確認となりました。本日のこの会議は、来年度から始まる新しい計画の仕上げの作業となります。皆様のご発言やご意見をいただき、会議を進めていきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

なお議事に入る前に、本日の会議の議事録署名者を決めさせていただきます。私と、名簿の順で近藤委員、中西委員をお願いするということで、よろしいでしょうか。

《一同異議なし》

(会長)

はい。ご異議がないようですので、私と近藤委員と中西委員が、本日の議事録の署名を行うこととします。

2 議事

(1) 市民意見提出制度による意見募集の実施結果について

(会長)

それでは「議題（1）市民意見提出制度による意見募集の実施結果について」です。では、事務局から説明をお願いします。

(福祉課)

資料1によりまして、市民意見提出制度による意見募集の実施結果について、説明させていただきます。障害者基本計画等の素案を公表し、令和2年12月21日から令和3年1月20日までの1か月間、市民の皆様から、意見を募集しましたところ、お一人から、ご意見をいただきました。

提出されたご意見は、移動支援を利用しやすくなるように、また報酬や手当をあげてほしいという、要望となっております。この意見につきましては、今後の課題としまして、市としてニーズに合った提供ができるよう、努めてまいりたいと考えております。なお、今回いただきました意見に基づいて、計画案を修正した箇所はございません。

市民意見提出制度によりまして、意見に対する市の考え方は、計画の公表時期とあわせて、市ウェブサイトに掲載するほか、市役所本庁舎や尾西庁舎・木曽川庁舎のそれぞれ1階にあります、資料コーナーで閲覧できるようにいたします。事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、意見募集の実施結果について説明していただきました。ご質問、ご意見などはございませんか。

よろしいでしょうか。では、議題（1）については、事務局案のとおり承認いたします。

(2) 市民意見提出制度による意見募集の実施結果について

(会長)

それでは議題（2）計画の最終案について、に入ります。事務局、説明をお願いします。

(福祉課)

では、計画案を説明させていただきます。資料2が計画の最終案で、資料3は、前回までの策定委員会におきましてご審議いただきました計画の素案から、修正した内容でございます。

市の関係部署との調整や、愛知県からの計画案に対する意見により、記載内容を変更した部分があり、資料3のうち、1ページから7ページまでは、パブリックコメントの後に修正したもので、8ページ以降は、パブリックコメントの前に修正した内容でございます。

前回までの策定委員会でご審議いただきました素案から、全体の構成や趣旨を変えない範囲で、表現の統一などを行った部分がありますが、それ以外の部分の修正箇所について、資料3により、説明させていただきます。

まず、資料3の1ページは、計画案の34ページと35ページの訂正です。34ページでは「施設入所者の地域生活へ移行した人数」と「施設入所者の削減した人数」、35ページでは「医療的ケアネットワーク会議の開催回数」を記載しておりますが、いずれも令和元年度の実績値に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

資料3では修正前と修正後のいずれも「令和2年度実績」とありますが、正しくは「令和2年度目標」で、計画案は記載どおりで間違っておりません。

資料3の、2ページをお願いいたします。「第4章 施策の展開」としまして、計画案の44ページから61ページまでの範囲になりますが、ここでは市の取組を記載しており、保健所の設置など、令和3年度の組織体制に表記をあわせるため、修正いたします。令和3年度の欄に太字で記載してあります新たな名称を、計画案に記載しております。

次に、計画案の 49 ページの「施策 3 相談支援体制の整備」で掲載している取組「福祉総合相談室の設置」につきましても、令和 3 年度の組織体制に合わせて修正いたします。

では、3 ページに移ります。計画案の 51 ページでの「施策 1 障害の発生予防と心身の健康づくりの推進」で掲載している取組は、保健所の設置に伴い、担当する業務内容にそった記載内容といたします。修正後では、これまで一宮保健所で行われていた精神保健福祉相談を、福祉総合相談室で行うことも明記しております。

ページをめくっていただきまして、計画案の 53 ページ「施策 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備」では、「心身障害者母子通園施設」を「心身障害者親子通園施設」へと名称を変更するとともに、福祉課で担当している施設を、令和 3 年度からいずみ学園が担当いたしますので、修正いたしました。また、「発達障害への支援」の担当課として、子育て支援課が入っていましたが、子育て支援センターが保育課に移管されることから、保育課に修正しております。

資料 3 の 5 ページに移りまして、計画案の 61 ページの「施策 4 防災対策の推進」の取組「避難所における配慮」につきましても、組織体制の変更に伴う修正でございます。

では、6 ページにあります、第 5 章の説明をご覧ください。まず、計画案の 62 ページでは、成果目標として「地域生活支援拠点等の機能の充実」を記載しておりますが、愛知県からの意見として、地域生活支援拠点等が確保済みであれば、そのことが分かるようにと指摘がありましたので、文章を修正いたしました。

次に、計画案の 68 ページから 83 ページまでの障害福祉サービスと、84 ページから 89 ページまでの障害児通所支援の見込み量としまして、1 月当たりの利用者数を推計により記載しておりますが、月ごとの実利用人数を再計算して、記載内容を修正いたしました。これまでの実績から、今後の利用見込みを推計しておりますので、全体としての利用見込みについて、修正はありませんが、それぞれの表で、単位が「人／月」となっている利用者数をいずれの年度も修正いたします。なお、87 ページの「保育所等訪問支援」のサービスの見込み量の数値が誤っておりましたので、訂正いたします。また、愛知県から、71 ページにあります「短期入所」のサービスの見込み量について、「福祉型」と「医療型」に分けて設定するよう指摘があり、そのように修正しております。

資料 3 の 7 ページをお願いいたします。計画案の 81 ページにある「意思疎通支援事業」に関しまして、愛知県から、手話通訳者設置事業の実設置者数および手話奉仕員養成研修事業についても、設定を検討するよう指摘がありました。手話奉仕員養成研修は、令和 2 年度については開催しておりませんが、それぞれの年度で 2 種類の研修の定員の合計が 40 人で開催しており、実績をもとにした見込み量を記載しております。

また、計画案の 92 ページで掲載しております「障害児児童クラブ・放課後児童クラブ」の利用見込み人数を、他の資料との整合性を図るため、訂正いたします。

資料 3 の 8 ページからは、パブリックコメントの公表資料には反映済みの修正箇所となります。

まず、第 2 章では、計画案の 15 ページに、「就労継続支援 A 型・B 型における工賃の推移」を掲載しておりますが、数値を訂正し、それに伴い文章を修正いたしました。また、グラフには、令和元年度の実績も追加し、国・県との比較も分かるようになっております。

9 ページに移りまして、第 4 章の「施策 3 保育・教育環境の整備」での記載内容につきましては、第 5 回策定委員会でのご意見を受け、障害児について補足いたしました。

資料 3 の最後、10 ページをお願いいたします。第 5 章では、計画案の 68 ページにつきまして、愛知県からの通知によりまして、「地域移行に伴う基盤整備量」を追加して掲載しております。地域移行の利用者数の見込みについては、障害福祉サービスの利用見込としては含まれておりますので、他の部分の訂正はありません。

次に、計画案の 89 ページにあります「医療的ケア児に対する支援」では、「見込量に対する確保策」の記載がありませんでしたので、「障害者基幹相談支援センターの相談員などに対し、コーディネーター養成研修の受講を促し、人員増に努めます」と追加いたしました。

計画案の 91 ページの「障害児保育」に関しましても、第 5 回策定委員会でのご意見を受け、障害児に

ついて、担当課と調整し、説明を加えております。

修正事項の最後としまして、もう1点、追加で報告させていただきます。資料2、計画案の86ページをご覧ください。ここに掲載しております、「放課後等デイサービス」のサービスの内容につきまして、説明文を訂正させていただきます。お手元の計画案では、「未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行います」となっておりますが、「未就学の」を「就学している」に修正いたします。そして「障害が疑われる児童」の後に続く文章を、「放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います」に改めます。したがって、修正後の文章は、「就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います」とします。

ここまでが、修正事項についてのご報告となります。修正点が多くなり、大変申し訳ありませんが、ご理解ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、計画案の95ページをご覧ください。「資料編」としまして、95ページから102ページまで、今回、追加しております。まず、95ページは「計画策定の経過」として、障害者基本計画等策定委員会の第1回から本日の第6回までの、開催記録となっております。

次に、96ページと97ページで、「策定委員会の設置要綱と名簿」を掲載させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

そして、98ページから、「用語の説明」を掲載しております。

計画の中に記載のある、障害福祉に関してキーワードとなる言葉を、ここで補足させていただきました。

最後の102ページには、「一宮市障害者自立支援協議会の関係図」を掲載し、ここまでを資料編といたしました。

また、計画の製本化にあたっては、表紙と目次の間に、「はじめに」として、あいさつ文を掲載する予定です。

なお、計画の最終案としてご説明させていただきましたが、誤字脱字等の誤りがありましたら、修正させていただきますので、ご了承ください。事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、計画の最終案について説明していただきました。ご質問、ご意見などはございませんか。

よろしいでしょうか。ご意見ないようですので、これをもちまして、計画案の審議を終了といたします。

(3) その他

(会長)

その他として、事務局から何かありますか。

(福祉課)

2点、ご説明させていただきます。

まず1点目は、今後のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。本日の会議結果を反映し、内部決裁を経て、製本作業を進めてまいります。

また、計画を周知するための概要版も作成し、完成しましたら、委員の皆様にも、あわせて、お送りさせていただきます。お手元にお届けできるのは、4月の見込みですので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目としまして、中核市についてでございます。皆様、ご存じのとおり、一宮市は令和3年4月に中核市に移行いたします。これに伴い来年度から、福祉部の体制が一部変わりますので、簡単にご説明させていただきます。まず、福祉課が、新たに福祉総務課と障害福祉課の2つに分かれます。そして、福祉総務課には、福祉総合相談室と指導監査室を設けます。福祉総務課では、社会福祉分野の総括的な事務として、今まで生活福祉課が行っていた民生委員さんの関係なども担当することとなります。福祉総合相談室では、福祉分野のいろいろなお困りごとについて、総合的な相談窓口として対応できるよう、相談体制を充実してまいります。そのほか、現在は一宮保健所が行っている精神保健福祉の分野での移譲事務も担当することとしています。また指導監査室では主に障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所の

指導および監査を行うこととなります。

障害福祉課としましては、中核市移行に伴い、新規事務として身体障害者手帳の交付を行うほか、障害福祉に関わる事務を引き続き担当していきます。一宮市障害者自立支援協議会の事務局としては、主に障害福祉課が担当し、福祉総合相談室とも連携しながら、取り組んでまいります。4月から新たな体制となり、より一層、福祉の向上に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。事務局から報告がありましたが、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。特にないとのことですので、以上で本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へお返しします。

(福祉課長)

今回をもって、策定委員会は終了となりますので、事務局から、ご挨拶をさせていただきます。

(福祉部長)

福祉部長の石原でございます。今回をもちまして、一宮市障害者基本計画等策定委員会が最終となります。皆様の任期は、令和3年3月31日までとなっておりますが、策定委員会として、お集まりいただきますのは、今回が最後となりましたので、事務局より一言お礼を申し上げます。

皆様におかれましては、一昨年11月に、第1回策定委員会を開催してから、1年あまりとなりますが、熱心にご協議いただきまして、誠にありがとうございました。特に青木会長におかれましては、ご多忙の中、策定委員会のまとめ役として、大変なご苦勞、ご尽力をいただきまして、心より御礼申し上げます。

このたびの新たな計画の策定にあたりましては、障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するため、幅広い内容をご検討いただき、皆様のおかげをもちまして、計画の完成の目処がたちました。新たな計画につきましては、障害福祉施策や障害福祉サービスなどを総合的にまとめており、今後、私どもは、計画に盛り込まれております数々の取組を、着実にやっていくことが必要と考えております。一宮市障害者自立支援協議会とも連携を図り、計画の実現に最善を尽くしていきたいと考えております。長い間、ありがとうございました。

(福祉課長)

これをもちまして、第6回一宮市障害者基本計画等策定委員会を終了いたします。今まで長期にわたり、誠にありがとうございました。

議事録署名

会長

委員

委員